

**「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）
の見直しに関する検討状況の整理」
に対するコメント**

ISDA

Japan Accounting Committee

2011 年 4 月 25 日

今般、ISDA Japan Accounting Committeeとして掲題の整理に対するコメントを下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

(質問1) 複合商品の主契約 (第7 項及び第52 項参照)

第7 項では、デリバティブが組み込まれている複合商品について、その主契約が金融負債に該当するものだけでなく、金融資産に該当しないもののうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものすべてを会計基準 (案) の対象としています。このため、複合商品の主契約が非金融商品である場合も、本会計基準 (案) に従って、区分処理の要否を判断することとしています。このように主契約が金融負債以外のものを会計基準 (案) の対象とすることについて、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

(回答1)

固定価格によるコモディティ現物先渡契約のように、主契約 (現物先渡契約) と組込デリバティブについて区分処理を適用することにより、公正価値変動リスクが適切にコントロールできるケースも存在すると考えられるため、主契約が金融負債以外のものを会計基準 (案) の対象とすることについて、適切と考える。(回答3を参照)

(質問2) 公正価値オプションの適用 (第12 項及び第16 項参照)

第12 項では、同項(1)又は(2)のいずれかの要件に該当する場合、金融負債を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして当初認識時に指定すること (公正価値オプション) が認められています。また、第16 項では、同項(1)又は(2)のいずれかに該当する場合を除き、一定の複合商品に対して公正価値オプションを適用することが認められています。このように公正価値オプションの適用を認めること及びその要件について、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

(回答2)

会計上のミスマッチが存在する場合や、リスク管理や管理会計上の取り扱いが不整合となる場合も考えられるため、I F R Sと同様「公正価値オプションの適用を認める」ことが適切と考える。

(質問3) 複合商品の区分処理 (第13 項から第18 項参照)

第13 項及び第14 項において、複合商品について、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しているか否か等の規準により、区分処理の要否を判断することとしています。他方、第17 項において、複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合、この点について特段の定めを設けず複合商品について一体として処理する案 (【案1】)、及び、区分処理の要件を満たさない場合でも、組込デリバティブの区分処理を認める案 (【案2】) の2つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

(回答3)

以下の理由により【案2】を強く支持する。

現在、複合金融負債 (デリバティブ組込型預金、仕組債) については、預金と組込デリバティブについて区分処理を適用している金融機関が多いと考えられる。すなわち、主契約である預金については資金の調達を目的としているため償却原価法を適用する一方で、組込デリバティブについては、公正価値変動リスクを市場で適切にリスクコントロールを行なうという観点から公正価値評価を適用している。したがって、改正案の14 項の条件をすべて満たさない場合でも会計上のミスマッチを解消するケースが存在しているおり、【案2】を強く支持するもの。

【案1】では、償却原価測定または公正価値測定を行うことしか認められておらず、
①償却原価測定をした場合、組込デリバティブとヘッジ手段として使われているデリバティブの損益のマッチングが実現されない
②公正価値測定をした場合、短期間での買い戻しや短期的な利益の獲得を目的として保有しているわけではないにもかかわらず、主契約 (預金) 部分の毎期の公正価値変動が損益に認識されることになってしまい経済実態が財務諸表上に適切に反映されない可能性がある。

【案1】において、ヘッジ取引についてヘッジ会計を適用することも考えられるが、顧客に販売する複合金融負債に組み込まれるデリバティブの金額が市場取引単位と比較して極めて小額であることや個別条件が多岐にわたることから、ヘッジの有効性検証が極めて困難、実務的に不可能であるといえる。

さらに、金融商品会計基準で【案2】の取扱いを認めるのみならず、IFRS第9号の修正について、企業会計基準委員会よりIASBへ対する働きかけをお願いしたい。

（質問4）金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング（第24 項参照）
第24 項では、(1)第12 項により公正価値オプションが適用された金融負債、(2)第16 項により公正価値オプションが適用された複合商品、(3)第18 項により公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された複合商品に関して、金融負債の満期前に負債の消滅が認識された場合でも、その他の包括利益累計額に認識された金額を純損益に認識しない（リサイクリングを禁止する）案（【案A】）と純損益に認識する（リサイクリングを要求する）案（【案B】）の2つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

（回答4）

以下の理由により【案A】を支持することはできない。

リサイクリングを禁止すると、仮に公正価値オプションを適用した負債を買い戻した場合、OCIに累積した自己の負債の評価損益が純損益に計上されないことになる。一方公正価値オプションを適用せず償却原価法が適用されている負債の買い戻しを行った場合には、自己の負債の評価損益をも含む損益が純損益に計上されることになる。このように公正価値オプションを適用するか否かにより、買い戻しの際の自己の負債の評価損益の取り扱いを変えるのは、一貫性を欠き財務諸表の理解可能性を減じると考えられる。

（質問5）適用指針（案）の改善の方向性（A22 項参照）
適用指針（案）は、概ね、IFRS 第9 号の適用指針を基礎として作成されていますが、これについて、追加的な指針の必要性を含め、改善が必要な点はありますか。

（回答5）

特段のコメントなし。

以 上